[事案 2021-36] 新契約無効請求

• 令和 3 年 8 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあった もの。

<申立人の主張>

平成30年12月に銀行を募集代理店として契約した終身保険について、以下の理由により、 契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に対して、途中で保険料を支払えなくなった場合について質問したところ、解約すると損するので、払済保険に変更するよう言われ、その場合は10年後に元本割れせずに支払った保険料が返ってくると説明された。
- (2) 募集人と自分の祖父との間でやり取りがなされており、自分は契約するまで募集人とのやり取りは一切なかった。
- (3) 契約当日に、重要事項やクーリング・オフの説明を受けておらず、手元にあるのは契約のしおり、約款、契約書の控えのみである。

<保険会社の主張>

申立人の申立に応じることにより、紛争の解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを 妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をも って手続を終了した。